

手話言語法ニュース

2018年10月9日 No.56

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田稔彦
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

手話言語の国際デー記念イベント開催



9月23日（日・祝）東京・六本木ヒルズ森タワーYoutube Space Tokyoで「手話言語の国際デー記念イベント」（2部構成）が世界ろう連盟アジア地域事務局、日本財団の共催で開催され、アジア各国のろう者、駐日大使館関係者が参加しました。この様子

はYouTubeを通して世界に同時配信されました。

また、25の都道府県協会で「アイドラゴン4」を活用した「手話言語の国際デー記念イベントを視聴する会」を同時開催し、全国各地でこの日を一緒に祝いました。

<第1部 開会・挨拶>

イベントの司会は、世界ろう連盟アジア地域事務局のUKa Weng, Clarissa（クラリッサ）副事務局長が務めました。同連盟の嶋本恭規事務局長が「今まで国際的には対等な言語として扱われてこなかった手話言語が音声言語と対等なものとして、国際的に認められたことはろう者にとって大変大きな意味がある」と挨拶しました。その後、国連アジア太平洋経済社会委員会のHongJoo Hahm（ハム ホンジュ）事務局長、外務省の堀井学外務大臣政務官、アジア各国のろう者及びライブ中継で参加したろう者、駐日大使館関係者より挨拶。それぞれ自国の手話で「国名」と「おめでとう」と表現しました。



クラリッサ アジア地域副事務局長



嶋本アジア地域事務局長



ハム ホンジュ事務局長



堀井学外務大臣政務官



ライブ中継の様子

<記念講演>



マーハ教授

の可視化”が必要であるとしました。

マーハ教授は『ロンドンのカフェで英国手話を使っている家族の会話を見た際に、英国手話の辞書は持っていても、何を話しているか理解ができませんでした。このことから、言

挨拶に続き、国際基督教大学のマーハ・ジョン特任教授（以下、マーハ教授）が「手話言語と社会」のテーマで記念講演を行いました。

マーハ教授は、言語の平等性は今後重要になる概念であり、そのためには“言語

語は使われるべきものであり、生きたものであることを実感させられました。

また、手話は対応する書き言葉がないから言葉ではないと考える人もいますが、そもそも「書き言葉」が普及したのは20世紀以降であり、それ以前の言葉というのは話し言葉のみでした。

EUでは様々な言語を社会的に認知されるよう、「あまり知られていない言語—lesser-known languages—」という用語が作られ、1982年にダブリンで“あまり知られていない言語のためのヨーロッパ事務局 European Bureau for Lesser-Used Languages (EBLUL)”が設立され、その後、概念が変わり言語の平等性について論じられるようになり“ヨーロッパ言語平等性ネットワーク European Language Equality Network (ELEN)”という事務局に変わりました。“言語の可視化”のためには日本で行われている国勢調査に言語に関する質問を入れる必要があり、実際にカナダやアイルランドの国勢調査では使われています。

次に必要なことは“多文化・多言語推進省、推進局”の設立です。実際にカナダでは多文化省というものがあり、国内の諸言語と共に2つの手話を促進する役割を担っている機関があります。

日本を含め世界中の国にこのような省があると良いと思います。』と、日本に求められていることを述べました。



世界ろう連盟アジア地域事務局のマーク（左）、日本財団のマーク（右）

<第2部 挨拶>

第2部では、初めに日本財団の吉倉和宏常務理事、手話を広める知事の会の平井伸治会長（鳥取県知事、以下平井会長）、連盟理事長の石野（以下、石野）よりご挨拶をいただきました。

<パネルディスカッション>

パネリストに、マーハ教授、平井会長、石野を迎え、コーディネーターを連盟理事の石橋（以下、石橋）が務め、「手話言語とコミュニケーション」をテーマにお話いただきました。



石橋

マーハ教授は「手話言語とは、言語、文化、生活の一部であり、私たちがどのように意識を高めていくかが課題かと思っています。」と述べられました。手話言語を法律また権利として考えていく際に「問題としての言語」、「権利としての言語」、「リソースとしての言語」の3つの視点からみていくことが重要であるとし、手話言語はろう者の大切な資産であること、母語は他人が決めるものではなく自分で決めるものであると強調しました。

平井会長は、鳥取県で手話言語条例制定後に取り組んできた様々な事業をパワーポイントと動画を使いながら、説明しました。

平井会長は「現在、小・中・高等学校の全生徒及び教職員に手話を学べる教材等を配布しており、これを使って学んできた子供たちが社会に入ること、社会を大きく変えていくのではないかと思います。」と今後の展望を述べました。



平井会長

石野はこれまでろう者が歩んできた歴史や受けてきた偏見、差別を振り返りながら今日に至るまでの経過を説明しました。

石野は「今回このようなパネルディスカッションを行えることは今まででは、考えられないことでした。



石野

手話言語条例を制定した自治体の増加、ろう者の社会参加の増加などは今までの運動の成果ではありますが、これがゴールではありません、今後も引き続き継続していきます」と、述べました。



パネルディスカッションの様子

その後、嶋本アジア地域事務局長から指定発言を行っていただきました。

<手話ワークショップ（第1部）・手話ポエム（第2部）> 第1部と第2部の最後にろう者俳優の庄崎隆志氏による「手話ワークショップ」と「手話ポエム」を行っていただきました。

「手話ワークショップ」では、サイレントパフォーマンス「汽車1・2・3サインマイム」を「手話ポエム」ではコントラバスの斎藤徹氏、文学座女優であり声優の金沢映子氏を迎え、「雨ニモマケズ 風ニモマケズ」を演じていただき、盛況のうちに終了しました。



手話ワークショップ「汽車1・2・3サインマイム」(左)、手話ポエム「雨ニモマケズ 風ニモマケズ」(右)

当日、生配信をした動画は「You Tube」から視聴できます。また、連盟ホームページでも当日の様様を掲載しています。

●「手話言語の国際デー記念イベント」 動画(英語字幕、音声英語のみ)

<https://www.youtube.com/watch?v=dq5xDR9125g>

●「手話言語の国際デー」記念イベントが開催 連盟HP <https://www.jfd.or.jp/2018/09/25/pid18245>

手話言語条例 成立情報

とおかまちし
新潟県十日町市

2018年9月21日に十日町市議会で、「十日町市みんなの心をつなぐ手話言語条例」が可決され、県内の市町村では7つめとなります。

同市では、2018年1月に厚生常任委員会で条例案を作成し、聴覚障害者団体との検討会を複数回に渡り実施し、「手話の理解と普及のため、聞こえる人を含む全ての市民が対象となる条例」の方向性を決めました。

その後、7月9日から7月25日にかけてパブリックコメントを行いました。9月26日施行です。

佐賀県

2018年9月25日に佐賀県議会で「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」が、九州・沖縄地方では沖縄県に次ぐ、県として2番目の条例可決となりました。

同条例を制定するまでに、県議会議員提案による条例制定を目指し、政策条例検討委員会と聴覚障害者団体で5月から9月にかけて計13回の検討会を重ねてきました。

条文には、手話言語はろう者が受け継いできた文化的所産であること、学校での理解促進、学習機会の確保、災害時の対応などを盛り込んでいます。9月26日施行です。



佐賀県議会で記念撮影

●「手話言語条例成立マップ」 連盟ホームページ <https://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>

※今月の「地域が変わった～条例制定後の今～」はお休みします。